



平成28年度合併処理浄化槽設置費補助制度のご案内

平成28年4月
豊田市

本市では、公共下水道等の整備構想のない区域や整備予定時期が当面先の区域の生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理することのできる合併処理浄化槽の設置を促進しています。補助制度を活用し合併処理浄化槽への転換や設置をしましょう。

1 補助金の対象区域

都市計画区域外及び市街化調整区域で、次の区域を除く区域

- (1) 下水道事業計画区域
- (2) コミュニティ・プラント及び農業集落排水事業の処理区域
- (3) 市管理共同し尿浄化槽の処理区域
- (4) その他市長が指定する区域

※ 下水道に接続可能な場合は補助の対象になりません。

2 補助金の対象者

専用住宅、併用住宅(延べ床面積の1/2以上を居住用に供する建物)など主に居住用建物の敷地に合併処理浄化槽を設置し、居住しようとする個人(法人は対象外です)。

ただし、アパート・借家・別荘等、貸借や転売を目的とする建物や日常的に利用されない建物は対象外です。

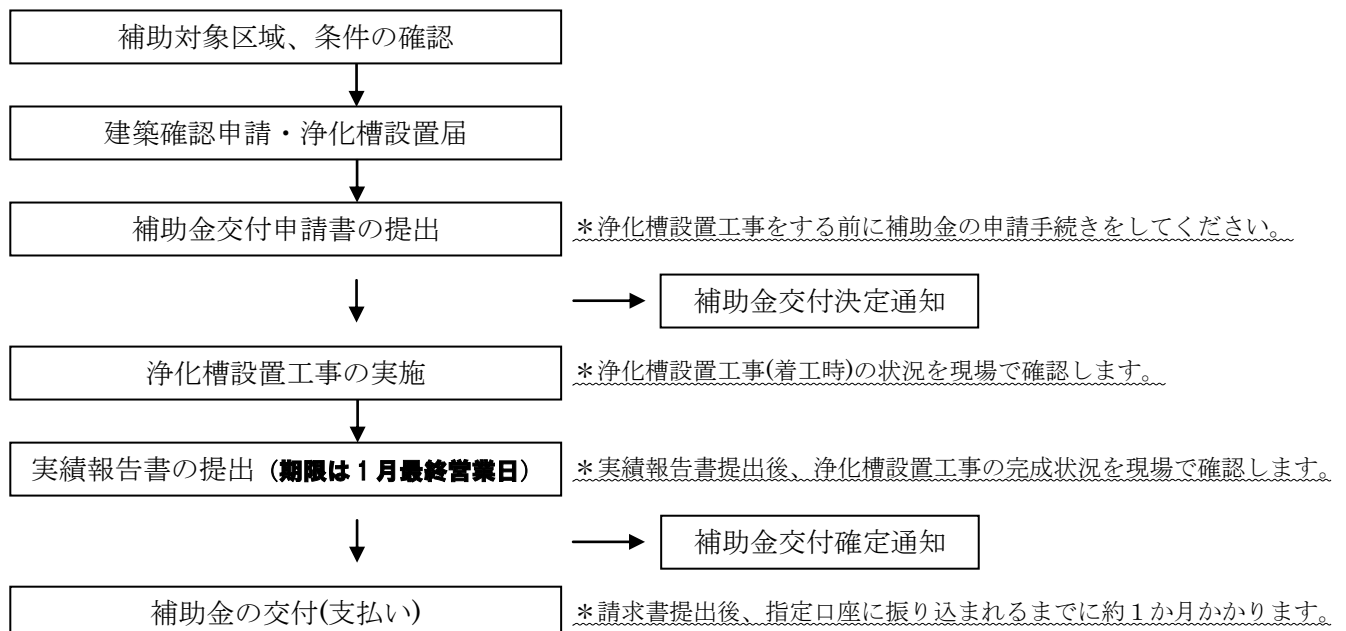
※ 実績報告書提出時に浄化槽の設置場所に居住し、設置場所に住民登録をしていること(住民票の写しの提出)が必要です。

3 補助金の対象浄化槽

BOD除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/l以下、かつ総窒素濃度が20mg/l以下の処理能力を有する50人槽以下の合併処理浄化槽

4 補助金申請の手続き方法

* 予算の範囲内での受付となります。



5 補助金の対象工事（費用）

工事は皆様の責任において適正に行っていただきます。

- ① 浄化槽本体、付属品費用 ② 浄化槽据付工事費用 ③ その他の浄化槽設置工事費用
 [④ 既設単独処理浄化槽の撤去工事費用（撤去の場合のみ）]

（費用負担のモデル例）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{浄化槽設置費用} \\ \text{①+②+③(+④)} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{補助} \\ \text{金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{排水管} \\ \text{工事費用} \\ \text{(屋内・屋外)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{法定検査等} \\ \text{維持管理費} \\ \text{用及び雑費} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{浄化槽設置} \\ \text{時の皆様の} \\ \text{ご負担費用} \\ \hline \end{array}$$

（千円未満切り捨て）

6 補助金の限度額

人槽 (JIS 基準)	形態	新 設	転 換	撤 去
5人槽		204,000円	622,000円	712,000円
6～7人槽		246,000円	793,000円	883,000円
8～50人槽		312,000円	1,324,000円	1,414,000円

○転換とは、使用中の既存建物において、建替え、増築、改築等を伴わずに単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えるものです。

○撤去とは、転換のうち、既設単独処理浄化槽を適法に全部撤去処分するものです。

○補助対象となる人槽は日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302 2000）」表で算定した住宅部分の処理対象人員とします。

※ 補助対象工事費によっては補助金が限度額分支払われない場合があります。（別紙参照）

7 その他

- (1) 浄化槽設置後の補助金交付申請は、一切認められませんので、必ず、工事をする前に申請をし、交付決定(着工許可)を受けてください。(浄化槽工事は有資格業者に依頼してください。)
- (2) 年度内に事業が完了（敷地内で建築工事等がある場合はすべて終了し、居住してトイレ等の汚水を処理し、浄化槽を正しく使用している状態）しない場合や、住宅を転売・貸借した場合等には、補助金は交付されません。
- (3) 設置後の浄化槽を適正に管理(法定検査・保守点検・清掃)しないときは、補助金の返還になる場合があります。
- (4) 補助金の交付を受けて設置した浄化槽を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して7年以内に廃止し、新たに設置する場合は補助対象外となります。
- (5) その他にも補助金の交付には条件がありますので、事前にご相談ください。
- (6) **申請した年度の1月最終営業日までに実績報告書を提出してください。**
 期日までに事業完了できない場合は、補助金が交付できません。期日に間に合わない場合は、申請及び浄化槽設置工事を翌年度に実施することを検討してください。

注意

【問合せ・申請先】

豊田市上下水道局 下水道施設課
 浄化槽担当

＜電 話＞ (0565)34-6964 (直通)

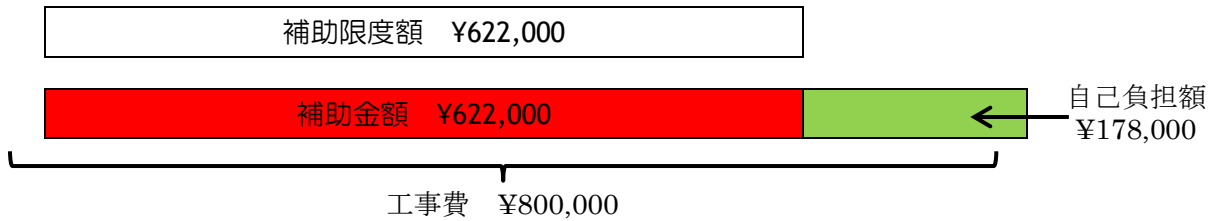
＜FAX＞ (0565)32-3171 (直通)

＜E-mail＞ gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp

＜HP アドレス＞ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

①補助金が限度額分支払われる場合

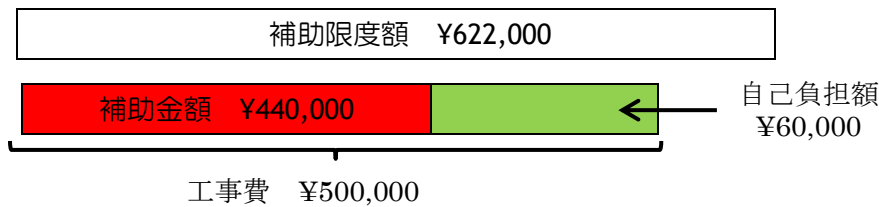
(例) 5人槽転換 補助対象額(工事費) ¥800,000 の場合



自己負担額 ¥178,000 ですので **¥622,000 (限度額)** が補助金額となります。

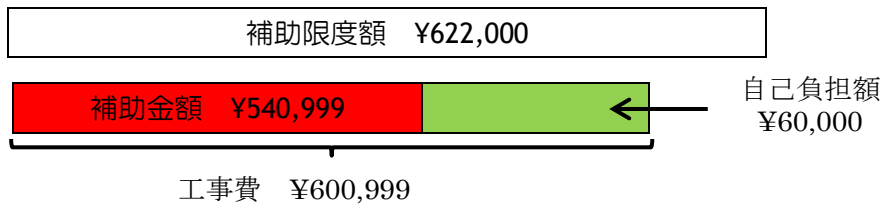
②補助金が限度額分支払われない場合

(例) 5人槽転換 補助対象額(工事費) ¥500,000 の場合



自己負担額 ¥60,000 を差し引いた **¥440,000** が補助額となります。

例) 5人槽転換 補助対象額(工事費) ¥600,999 の場合



自己負担額 ¥60,000 を差し引いた **¥540,000** が補助金額となります

※千円未満の端数は切り捨てとなります。